

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（西日暮里ふれあい館昇降機制御盤他主要部品交換）	No.5200403
工（納）期	令和8年9月30日	
契約締結日	令和8年4月22日	
契約金額	9,130,000円（消費税込み）	

契約相手方	三精テクノロジーズ株式会社 東京支店 (法人番号：3120901006634)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（西日暮里ふれあい館昇降機制御盤他主要部品交換）
指名業者 （案）	名称 三精テクノロジーズ株式会社 東京支店 代表者 東京支店長 石丸 知弘 所在地 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
特命理由	<p>本件は、西日暮里ふれあい館の昇降機における保守点検を独立系業者からメーカーへ切り替えるにあたり、制御盤、停電盤などの主要部品の必要な交換・修繕を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、当該昇降機のメーカーであり、設備構造や保全条件、設備状況等を最も熟知している。また、昇降機の製造を担っていることから、本件に必要な主要部品を最も迅速かつ確実に調達することが可能である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）